



事 務 連 絡
令和 2 年 10 月 27 日

独立行政法人労働者健康安全機構理事長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安 全 課

エイジフレンドリー補助金の申請期間の延長の周知について（依頼）

労働災害の防止につきましては、平素から格別の御協力を賜わり感謝申し上げます。

厚生労働省では、高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、本年 3 月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）を策定し、中小企業において高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりのための取組を支援することを目的として、今年度から「エイジフレンドリー補助金」を創設しました。

今般、「エイジフレンドリー補助金」の申請期間について、延長することとなりましたので、お知らせいたします。

詳細等については厚生労働省ホームページ及び一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会ホームページをご覧ください。

つきましては、本補助金の申請期間の延長について、貴団体及び傘下会員事業場、団体等に対する周知等、格段の御協力を賜わりますよう、よろしくお願い申し上げます。

（変更前）

令和 2 年 10 月末日まで

→

（変更後）

令和 2 年 11 月 13 日まで

照会先：厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課
物流・サービス産業・マネジメント班
担当 寺島、鈴木
TEL 03-3595-3225（課直通）